

新エネルギー小委員会の設置について

平成26年6月

本年4月11日、第4次「エネルギー基本計画」が閣議決定された。再生可能エネルギー特別措置法の附則第10条に基づき、変更後の「エネルギー基本計画」の内容を踏まえ、再生可能エネルギー施策の総点検と必要な追加施策の検証を実施する必要がある。

【参考】附則第10条

(略)当該変更後のエネルギー基本計画の内容を踏まえ、速やかに、エネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用の促進に関する制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

そのため、総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会新エネルギー小委員会を設置、初回を6月17日に開催し、エネルギー基本計画において示された再生可能エネルギーに関する方針を具体化すべく、必要な措置の在り方について検討する。

<検討項目例>

- ①風力や太陽光など電源毎の導入拡大の在り方
- ②導入に必要な施策と追加的コストの分析
- ③固定価格買取制度の在り方

※検討にあたっては、委員による海外視察団を組成し、固定価格買取制度の先進国の実情等について、関係論点を検証。